

令和8（2026）年度版

天野が原町
地区防災計画

天野が原町地区災害対策本部

天野が原町地区災害時避難所運営委員会

天野が原町自主防災会

まえがき

「阪神・淡路大震災」、「東日本大震災」、「能登半島地震」といった大災害の体験を通して、全国的に「防災」や「減災」に対する考え方（あり方）は、法整備も含め近年大きく変化向上してきています。それに伴い、書店を訪れると「南海トラフ大地震」関連や「防災・減災」に関する書籍等も数多く見られるようになり、地震のメカニズムや防災に関する知識や情報等に接する機会が増えてきています。

しかし反面、「災害に直面した時、自分の居住地域（地区）ではどのような避難体制になっているのか？」また、「自分はどのように行動すれば良いのか？」といった疑問や不安に答える情報ツールが身近にない状況が続いていました。そのような中、一人でも多くの住民に「自分事として防災を考える」手立てとして役立てて頂くことを目的として、令和6（2024）年に「天野が原町地区防災計画（初版）」を策定しました。

「天野が原町地区防災計画（初版）」策定後、本「地区防災計画」に基づく「災害時避難所運営委員会」の設置や、「避難所運営マニュアル」に即した防災避難訓練の実施等、天野が原町地区の防災のあり方にも大きな変化が見られるようになってきています。

今般、このような当地区の防災のあり方の変化に伴い、明確になってきた課題に対応すべく、「天野が原町地区防災計画（改訂版）」を作成いたしました。近年、広く「共助」の意義が注目されているこの機に、本「地区防災計画」が一人ひとりの防災意識の向上はもとより、「災害に強い地区」を築いていく上での一助となれば幸いです。

令和8（2026）年3月
天野が原町地区災害対策本部
天野が原町地区災害時避難所運営委員会
天野が原町自主防災会

目 次

まえがき	1
第1章 「地区防災計画」の改訂	4
1. 「地区防災計画」改訂の主旨	4
2. 「地区防災計画」の基本事項	4
第2章 天野が原町地区の「防災組織」	5
1. 「天野が原町地区災害対策本部」	5
2. 「天野が原町地区災害時避難所運営委員会」	6
3. 「天野が原町自主防災会」	6
第3章 “平常時”の防災活動	7
1. 地域の見守りと安全点検	7
2. 地域住民の防災意識啓発の取組み	8
3. 各種「防災避難訓練」等の実施	8
4. 「防災視察研修」及び「行政研修会（講習会）」等への参加	11
5. 「天野が原町地区災害時避難所運営委員会」の開催	11
第4章 “災害時”の防災活動	12
1. “災害時”の活動体制と役割	12
2. “災害時”の避難の動きと避難所運営	13
3. 自治会各班での「安否確認」の手順	14
4. 『安否確認タオル』『防災マップ』『震災時のタイムライン』等の活用	14
5. 情報の流れと避難時の行動	15
6. 支援物資の要望・配布	16

第5章 災害対策（初期対応等）の体制	17
1. 「緊急時」の定義及び初期対応	17
2. “災害時”の「初動マニュアル」	17
3. 被災後の手続き	19
あ と が き	20

<添付資料>

1. 天野が原町地区災害時避難所運営委員会規約
2. 天野が原町自主防災会会則
3. 【保存版】白いタオルを使用した安否確認
4. 天野が原町防災マップ
5. 天野が原町 震災時のタイムライン

<別添資料>

1. 天野が原町地区災害時避難所運営マニュアル I
【「避難所運営委員会」及び「活動班の業務」】
2. 天野が原町地区災害時避難所運営マニュアル II
【様式集】
3. 防災機材リストの記入管理要領と運用要領

第1章 「地区防災計画」の改訂

1. 「地区防災計画」改訂の主旨

天野が原町自主防災会では、安全・安心なまちづくりを目指し、天野が原町自主防災会会則（以下「会則」）第3条（目的）で、「住民の隣保共同精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、火災・地震・風水害その他の災害（以下「自然災害等」という）による被害の防止及び軽減を図る。」と謳っています。

令和6（2024）年度の「地区防災計画」策定に当たっては、会則第3条（目的）と共に、会則第12条（防災計画）の主旨に基づき、次の3項目をねらいとしました。

- (1) 多くの人に関心を持ってもらうきっかけとし、住民全員の防災意識向上に役立てる。
- (2) 地域住民の協力で生き残れる、災害に強いまちづくりをする。
- (3) 訓練を継続し、実際に則した具体的な取組みを推進する。

尚、策定事項の具体については、会則第12条（防災計画）「2、防災計画は次の事項について定める。」に表記されている内容を骨子とし、「交野市地域防災計画」との整合性を考慮しました。

今回の改訂に当たっては、策定当初の主旨を尊重しつつ、地区（自治会）内の現状を考慮した上で、必要最小限の内容見直しに基づき修正を図りました。

2. 「地区防災計画」の基本事項

「地区防災計画」の基本事項については、会則「第5章 防災計画 第12条（防災計画）」において、以下のように定めています。

- (1) 自然災害等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事項。
- (2) 防火、防災知識の普及に関する事項。
- (3) 防災訓練の実施に関する事項。
- (4) 自然災害等の発生時における情報の収集伝達・出火防止・初期消火・救出救護・避難誘導・給食給水等に関する事項。
- (5) 避難行動要支援者支援に関する事項。

(6) その他必要な事項。

本防災計画は、上記の基本事項を骨子とし、当地区の課題に則した具体的且つ実践的な防災活動を取り上げることに努めました。

第2章 天野が原町地区の「防災組織」

1. 「天野が原町地区災害対策本部」

天野が原町地区においては、「震度5弱以上の地震」、「局地的短時間大雨」、「特別警報」、「四中に避難所開設された場合」、「その他これに準じた災害や連絡の入った場合」を「緊急時の定義」（初動基準）と捉え、「一時避難所」（「天野が原自治会館」・「さくら丘自治会館」・「天野が原集会所」）に集合し、無理なく行動して頂ける人は「指定避難場所」（第四中学校）へ移動した上で、「災害対策」を始動します。

その際、集合メンバー（不特定者）による中心メンバー（地域の各団体代表等）への連絡が必要となりますが、中心メンバー等の責任者が到着する迄の間は、集合メンバー（不特定者）の中で、地区内での上位者（各団体副代表又は、自治会役員等）により、対策協議を行い、初期対応に当たる必要があります。

その後、中心メンバーの到着を待って、本部長（区長）、自主防災会長及び役員、自治会長及び役員等を中心に本部体制（実際に集まったメンバーで協議・決定）を構築することとなります。

「災害対策本部」の設置内容としては、看板の設置、テント設営、情報掲示板の設置、情報記録簿の配置、「食料・物資班」等の関係活動班による資機材準備、更には一次避難者・来所者用の飲み物準備等が初期段階で必要となります。

緊急時の初動対応後、一定の沈静化が伺えた段階で、「災害対策本部」としては、主目的である「災害に関する情報収集・整理」を基に、統括本部としての機能を発揮して、収集された情報を基に「各活動班」に対する活動の指示を出します。また、四中派遣市職員を通じて、市対策本部等との連携を図ることも重要となります。

2. 「天野が原町地区災害時避難所運営委員会」

天野が原町地区においては、大規模な災害の発生に備え、自助・共助・公助の役割分担と連携により、避難所の存する地域内の住民が、主体的に当該避難所の開設及び運営を円滑に行うため、「天野が原町地区災害時避難所運営委員会」を設置します。

本委員会は、主として災害発生時にその本来の役割を發揮しますが、平常時から災害時の備えの取り組みも実施します。平常時には、会議を年2回開催し、主として「避難所の開設と運営」に照準を当てた防災避難訓練の実施計画に取り組みます。

また、開設時は、可能な限り毎日「運営会議」を開催し、役員並びに避難者の意見及び要望等について協議を行い、必要と認める事項を決定します。

※添付資料：「天野が原町地区災害時避難所運営委員会規約」参照。

3. 「天野が原町自主防災会」

天野が原町地区には、「1・5丁目」「2丁目」「3丁目」「4丁目」の四つの自治会並びに協力関係団体（「子ども会育成会」「星友クラブ」「第一文庫」「天野川くさかりの集い」「天野が原ヤング」）及び協力関係者（「区長」「民生委員児童委員」「青少年指導員」「磐船神社氏子総代」「私市財産区議会議員」）によって構成される「天野が原町連合自治会」があります。

そして「天野が原町連合自治会」には、内部組織として「天野が原町まちづくり委員会」と「天野が原町自主防災会」が車の両輪のように、互いに“安心・安全で快適に暮らせる街づくり”を目的として、各丁目自治会や協力関係団体（者）と協働して様々な事業に取り組んでいます。

上記の目的達成に向けて、「まちづくり委員会」が“地域住民の互いの顔が見える関係作り”をテーマとして様々なイベント等の企画運営に取り組んでいるのに対し、「自主防災会」は、主として“様々な自然災害による被害の防止及び軽減”を目指して、地域住民の生命を守る組織活動に取り組んでいます。

様々なイベント等を通じて、3世代の地域住民が互いに認め合い、支え合いながら楽しい時間を共有することで、“地域を愛する心”の醸成に寄与している「まちづく

り委員会」の事業実践があつてこそ、「隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動」を支えることができると考えられます。

その意味でも、「天野が原町自主防災会」と「天野が原町まちづくり委員会」の両会は、“連合自治会の屋台骨”として無くてはならない重要な存在（「内部組織」）として位置付いていると言えます。

「天野が原町自主防災会」（略称：「自主防災会」）の会則「第1章 総則第3条（目的）」において、「本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、火災・地震・風水害その他の災害（以下「自然災害等」という）による被害の防止（防災）及び軽減（減災）を図る。」としています。

このように、「自主防災会」では特段“防災”や“減災”に焦点を当てた事業展開を行っています。中でも、毎年取り組んでいるところの“災害時避難訓練”では、参加者に緊張感を持って取り組んで頂けるよう、毎回創意工夫を行っています。

地域住民の一人一人が、「自助」「共助」の精神を大切にし、“貴方任せ”はでなくいわゆる“自主”の精神で、“自分のたちの街は自分たちで守る”という気持ちを地区全体で醸成していくことを目的に日々取り組んでいます。

第3章 “平常時”の防災活動

1. 地域の見守りと安全点検

地域の防災ボランティア（例：天野が原町2丁目「防災サポートさくら」）による町内の安全点検や地域住民の見守り活動、また「まちづくり委員会」の「防犯部会」の協力による町内の防災並びに防犯活動、更には天野が原町の1・5丁目、2丁目、3丁目、4丁目の各自治会による、消火栓・道路標識・路面表示・危険箇所・重量塀の様子・植木の路上はみ出し等々の点検を日常的に取り組んで頂いています。

また各丁目自治会では、年末に「歳末特別警戒」の一環として、恒例の「夜回り」に取り組んでおり、“火の用心”の合い言葉の下、広く地域住民の火災防止の意識高揚に寄与して頂いています。その他、地域の学童の安全確保の為に、地域ボランティ

アの方々に毎日登下校時に見守りを行って頂いています。防災活動に直結する取り組みではありませんが、地域子ども達にも「地域住民が互いに協力し合って安全安心な街作りをすることの大切さ」を体得してもらうことをねらいとし、日常的に継続して取り組んで頂いています。

2. 地域住民の防災意識啓発の取り組み

自主防災会では、主として防災関連の情報や自治会行事等の情報提供を目的として定期通信（「防災だより」）を発行し、連合自治会役員会及び各自治会班長会の協力を得て、地域住民への回覧をお願いしています。

また、「地域見守りボランティア」による機関誌（「見守り新聞」、「きずな新聞」等の発行・回覧による、防災・防犯意識の啓発活動にも取り組んでいます。

更には地域住民の“防災意識の向上”を図るべく、市主催の「防災関係研修会（講習会）」や消防署主催の「救急救命講習会」等への積極的参加を促しています。

3. 各種「防災避難訓練」等の実施

近年、全国各地で大規模な自然災害が頻発していることから、天野が原町地区に於いても、毎年1回全地区一斉の「地区防災避難訓練」を実施することとしています。

災害時の避難所での避難生活に焦点を当てた「避難所設営（運営）訓練」を「防災避難訓練」に位置づけることにより、より現実味のある訓練が期待できると共に、地域住民同士が、「互いに協力し合って災害を乗り越えよう」という防災意識の向上に繋がるものと考えています。

（1）「天野が原町地区防災避難訓練」【事例】

令和7（2025）年度 天野が原町地区「防災避難訓練」実施要領

1. 日時 2025（令和7）年11月30日（日）7:45～12:00 [四中 10:00～12:00]
2. 場所 各地区（一時退避場所・一時避難所）及び交野市立第四中学校（体育館・校庭）
3. 目的 災害発生時の「初動」を中心とした『天野が原町地区防災計画』に基づく訓練。
4. 活動内容

- ① 「安否確認」⇒「一時退避場所（又は一時避難所）」⇒「指定避難場所（四中）」の誘導等。
 ※「指定避難場所（四中）」迄の「避難誘導訓練」は各自治会にて工夫。
- ② 参加者主体の「避難所運営」訓練（「避難所運営委員会」及び「活動班」の理解）。
- ③ 参加者編成による「活動班」毎のブース別体験活動。

5. 実施スケジュール

	時間	避「避難所運営委員会」◎「自主防災会委員」◎「班長」◎「参加者」の取組
各地区	7:45 発災想定 8:00 鎮静想定 ※想定時間は地区により変更可。 『緊急連絡』で「四中」の開所を確認後、避難誘導開始。	◎各自状況把握。「揺れの鎮静」を確認する迄、自宅待機。 ◎安否確認タオル」掲出。◎安否確認後、「一時退避場所」へ。 ※「自主防役員」は「四中」に集合。（「指定避難所」の準備。） ◎「一時退避場所」にて名簿確認。（自治会長又は防災担当。） ※「一時避難所」開所（自治会長又は防災担当）。「車椅子」、その他必要な備品（「メガホン」・「プラカード」等）の準備。 ※「防災担当」等経験者主体にグループ編成後、「指定避難場所（四中）」へ避難（誘導）開始。（指定避難所の開所連絡有） ◎人員的に余裕がある場合は、「先発隊」として「四中」の「状況確認・避難所準備活動」、「避難者待ち受け」等の応援。
	9:50～ ※9:50 迄に到着できるよう地区毎に調整。	◎「四中」到着時、「避難者名簿」登録。（「受付」の記入場所。） ※用紙（世帯毎1枚）を受け取り、「受付」に設置の（丁目別の箱）に投函回収。→（各自「アンケート用紙」受取り移動。） ◎◎体育館に入場後、自治会別に集合。（「私部西地区」参加）
第四中学校	10:00～開始	※ 始めの挨拶：運営委員会委員長及び災害対策本部長（区長） ※ 来賓代表挨拶：市長 ※ 日程説明：運営委員会副委員長 ◎「運営委員会」開催（「活動班」確認）：運営委員会委員長 →◎◎開催の参観。 ※ 運営委員会委員長より「9活動班」発表後、「活動班」編成。
	10:20～ (全90分)	◎◎「活動班」グループ毎に、屋内外「各ブース」の「体験」・「訓練」・「見学」等に参加。（時間交代） →問仕切り組立・簡易（段ボール）ベッド組立・救命措置訓練・応急手当訓練・車椅子体験・給水車見学・煙道体験・シャワートラック見学の8箇所予定。
	11:50～ 12:00 終了	◎「体育館」に全員集合。 ◎「運営委員会」開催（「活動班班長」報告）：運営委員会委員長 →◎◎参観 ◎「総務班班長」より避難状況（参加者数）等報告。 ※「講評」：（「市長」又は「危機管理監」の予定）。 ※「終わりの挨拶」：（「運営委員会」委員長） →「非常食」配付（受取り）後、解散。（各自帰宅）
	12:00～ 13:00	※「片付け」「撤去」「清掃」「借用機材返却」「資機材搬出」 ※撤収。

- 【備考】※「防災倉庫」からの「持ち出し備品」及び「救急箱」等は、前日（又は当日午前9時迄）に「四中体育館」に搬入。→（「自主防役員」他。※「四中」確認要。）
- ※「問仕切り」「折り畳みベッド」「簡易トイレ」等、一部前日準備要。
- ※「防災倉庫」からの「持ち出し備品」の返却は、「自主防役員」にて対応。
- ※ 午前8時45分頃に『緊急連絡』：【緊急時の「定義」及び「初期対応」】参照にて「指定避難場所（四中）」の開所連絡を配信（LINEによる一斉送信）。
- ※「受付」にて使用する「避難者名簿」等の用紙類は、「ストレージボックス」にて保管。

【緊急時の「定義」及び「初期対応」】

1. 緊急時の「定義」

- ◎「震度5弱以上の地震」「局地的短時間大雨」「特別警報」等により「指定避難所（第四中学校）」が開設された場合」及び「その他これらに準じた災害等の情報が入った場合」。

2. 緊急時の「初期対応」

※交野市災害対策本部から天野が原町地区災害対策本部長に指定避難場所（四中）開所の連絡が入った際には、天野が原町地区災害対策本部長は下記の【該当者】に『緊急連絡』を一斉送信（LINE 配信）し、受信した【該当者】は、各団体関係者へ連絡した上で【所定の初期対応】を行うものとする。

【『緊急連絡』のメッセージ】

（送信者）『交野市災害対策本部より指定避難場所（四中）開所の連絡がありましたので

↓ ↑ 各位は【所定の初期対応】をお願いします。』

↓ ↑

（受信者）『了解しました。』

【該当者】

- ① 災害時避難所運営委員会委員長・同副委員長
- ② 連合自治会会長
- ③ 各自治会会長・まちづくり委員会委員長・防災サポートさくら代表・星友クラブ会長・子ども会育成会会長・民生委員児童委員代表
- ④ 災害時避難所運営委員会委員（活動班班長）
- ⑤ 災害時避難所運営委員会委員以外の自主防災会委員

【所定の初期対応】

- ◎上記【該当者】①②は、指定避難場所（四中）での「避難所設営」準備。
◎上記【該当者】③④⑤は、一時退避場所（公園）での「避難誘導」の応援、並びに指定避難場所（四中）での「避難所設営」準備の応援。
※【該当者】は、【所定の初期対応】後、「運営委員会」の協議に基づく避難所運営活動に協力する。（活動班班長は、班編成の上「避難所運営マニュアル」に即した活動を主導する。）

3. 『緊急連絡』による各自の対応基準

※地震発災時：一時退避場所（公園）又は指定避難場所（四中）に集合。

※その他の災害：状況の連絡。

(2) 「救急救命救護訓練」等

自主防災会では、各自治会に対しても、班長や役員を対象としたAED作動体験や三角巾の使い方等の技能習得を目指した研修の実施を推奨しています。

また「歳末特別警戒」の期間中は、地域住民の参加の下、火災予防の「夜回り活動」や危険箇所の点検等の継続的な実施も推奨しています。

(3) 公園及び会館（集会所）の整備

当地区内の「天野が原北公園」、「天野が原西公園」、「中央ちびっこ広場」、「青空広場」並びに「天野が原自治会館」、「さくら丘自治会館」、「天野が原集会所」においては、各々の自治会活動の一環として、清掃等による環境美化や施設備品等の維持管理に努めて頂いています。また、災害発生時の緊急対応に耐えうるよう、使用に際しては「常に現状復帰」を心掛けて頂いております。

4. 「防災視察研修」及び「行政研修会（講習会）」等への参加

例年、自主防災会の関係者だけでなく、広く地域住民対象に防災関係の施設見学等の実地研修への積極的参加を呼びかけ、地域全体の「防災意識の向上」に努めています。

防災活動を継続的に取り組んでいく上からも、時代を担う子ども達に焦点を当てた研修内容の導入が重要になると考えます。また、地域住民の高齢化に鑑み、研修実施に当たっては現地への移動手段等の配慮も必要となります。研修の実施に際しては、目新しさに傾注することなく、老若男女を問わず一人でも多くの住民が「基本的な防災活動」を体得してもらう機会となることを重視したいと考えています。

同様に、交野市が主催する防災関連の研修や交野消防署主催の救命救急講習会等への地域住民の積極参加を促すことにより「防災意識の啓発」に繋げたいと考えています。

5. 「天野が原町地区災害時避難所運営委員会」の開催

天野が原町地区では、万が一災害が発生した際には、必要に応じて「指定避難場所」の「交野市立第四中学校体育館」を拠点とした避難生活を送ることになります。

その際、避難者の生活全般について、様々な視点から課題を克服しつつ、避難所生活の陣頭指揮を執る役割を果たすのが、「天野が原町地区災害対策本部」（略称：「地区対策本部」）になります。そして、「地区対策本部」の指示を受けて、避難生活上の様々な課題に対して、「各活動班」毎に具体的に対応する為の対策を講じる組織として、「天野が原町地区災害時避難所運営委員会」があります。

「天野が原町地区災害時避難所運営委員会」は、開設時においては、定例会議として「運営会議」を原則毎日開催するものとし、平常時は、「年度当初」及び「防災避難訓練の前」の年2回開催するものとしています。また、その他の平常時の活動としては、

- ① 避難所運営委員会の組織及び運営に関すること。
- ② 避難所に備蓄されている物品の把握に関すること。
- ③ 避難所開設・運営等の訓練に関すること。
- ④ その他、運営委員会の目的達成に必要な活動に関すること。

等について、「天野が原町自主防災会」主導の下、自主的に取り組んでいます。

第4章 “災害時”の防災活動

1. “災害時”の活動体制と役割

(指定避難場所) 第四中学校 ☆水害は除く

◎各丁目自会・自主防災会・地域ボランティアによる設置運営。

「指定避難場所」の運営は『災害時避難所運営マニュアルⅠ・Ⅱ』による

天野が原町地区災害対策本部

本部長（区長）、副本部長（自主防災会会長）

各自治会統括（各自治会長）、本部付（自主防災会役員）

天野が原町地区災害時避難所運営委員会

委員長（1名）、副委員長（2名）、委員（9名）、幹事（12名）

※「役員」は、規約第2条第1項第1号、第4号、第5号、第6号に定める者の中から選出する。

【活動班】

総務班 ・運営全班 ・市の連絡 ・避難者の管理	要配慮者班 ・要支援者への対応 ・要配慮者への対応	情報班 ・情報の収集、管理 提供（掲示板管理）
施設管理班 ・施設の管理、補修 ・防火防犯等の巡回	食料・物資班 ・給食給水の対応 ・物資の管理配給	支援交渉班 ・ボランティアの受入れ ・市対策本部への要請
保健・衛生班 ・負傷者の対応 ・生活環境の衛生管理	ペット保護班 ・ペットの居住管理 ・飼い主との連携	被災現場対応班 ・安否確認 ・初期消火 ・救出救護 ・避難誘導

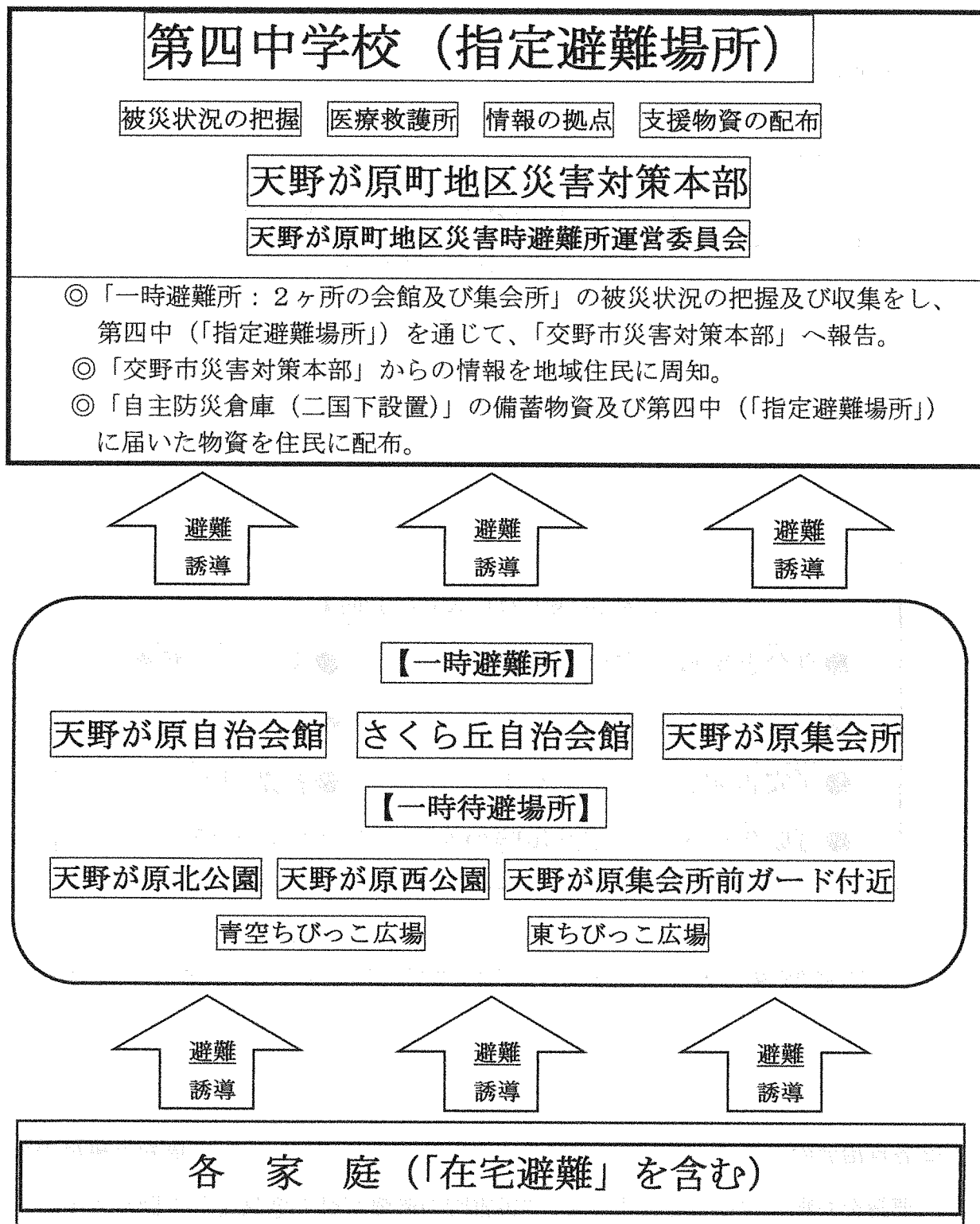
「一時避難所」の開設・運営（※各丁目自治会の『運営マニュアル』による）

- 「自主防災倉庫（二国下設置）」、「連合自治会倉庫（天野が原西公園設置）」、「各丁目自治会別に設置された倉庫」を開ける。
 （“鍵”は「区長」「自主防災会長」「各丁目自治会長」が保管。）
 ※各会館（集会所）及び倉庫の開錠は、臨機応変に手分けして対応する。
- 「一時避難所」として「天野が原自治会館」、「さくら丘自治会館」、「天野が原集会所」の安全を確認し、避難者の受け入れ体制を図る。

2. “災害時”の避難の動きと避難所運営

地震等の災害時、地域住民の安否確認や避難生活の支援を行う為、天野が原町地区区長は「天野が原町地区災害対策本部（災害時避難所運営本部）」を設置します。

「天野が原町地区災害対策本部」は、地域で助け合い、協力して被害を最小にすることを目指しています。尚、「天野が原町地区災害対策本部」は、「天野が原町地区災害時避難所運営委員会」の規約に基づき、『天野が原町地区災害時避難所運営マニュアルⅠ・Ⅱ』に拠る避難所運営を行います。



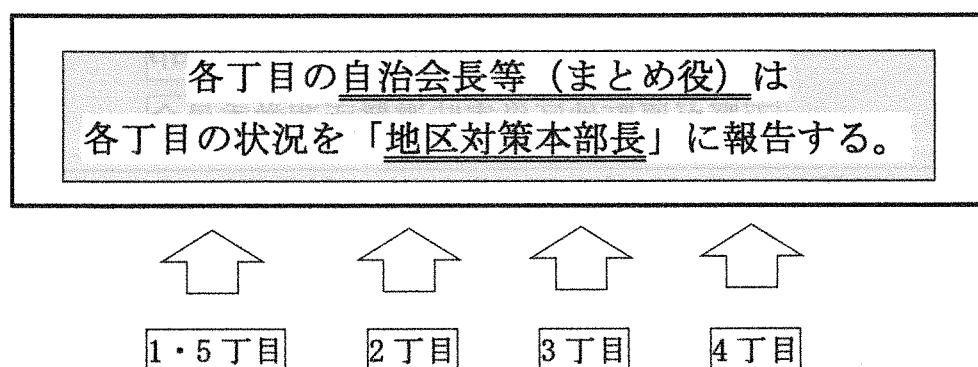
3. 自治会各班での「安否確認」の手順

- ①班長等を中心として、班内の安否を確認する。（「安否確認タオル」の確認）
- ②班長不在の時は、班内で協力して行う。

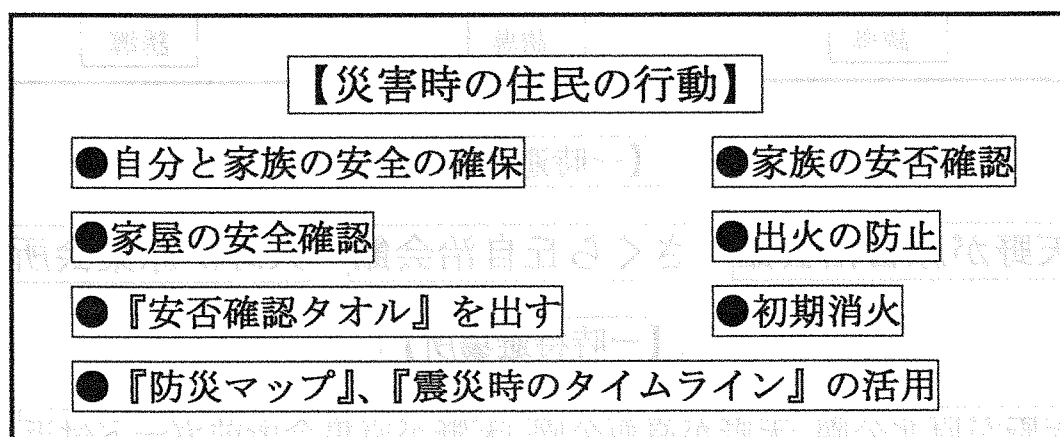
（自主防災会のメンバーや防災ボランティアは、必要な時は班長等の応援をする。）

- ④ 班内の被害状況の確認（家屋、電気、ガス、水道、要支援者の有無等）
- ⑤ 支援の必要な方の情報を班で共有し、安否確認を行う。

※近隣の“自治会員以外の方”へのサポートも行うようにしましょう！



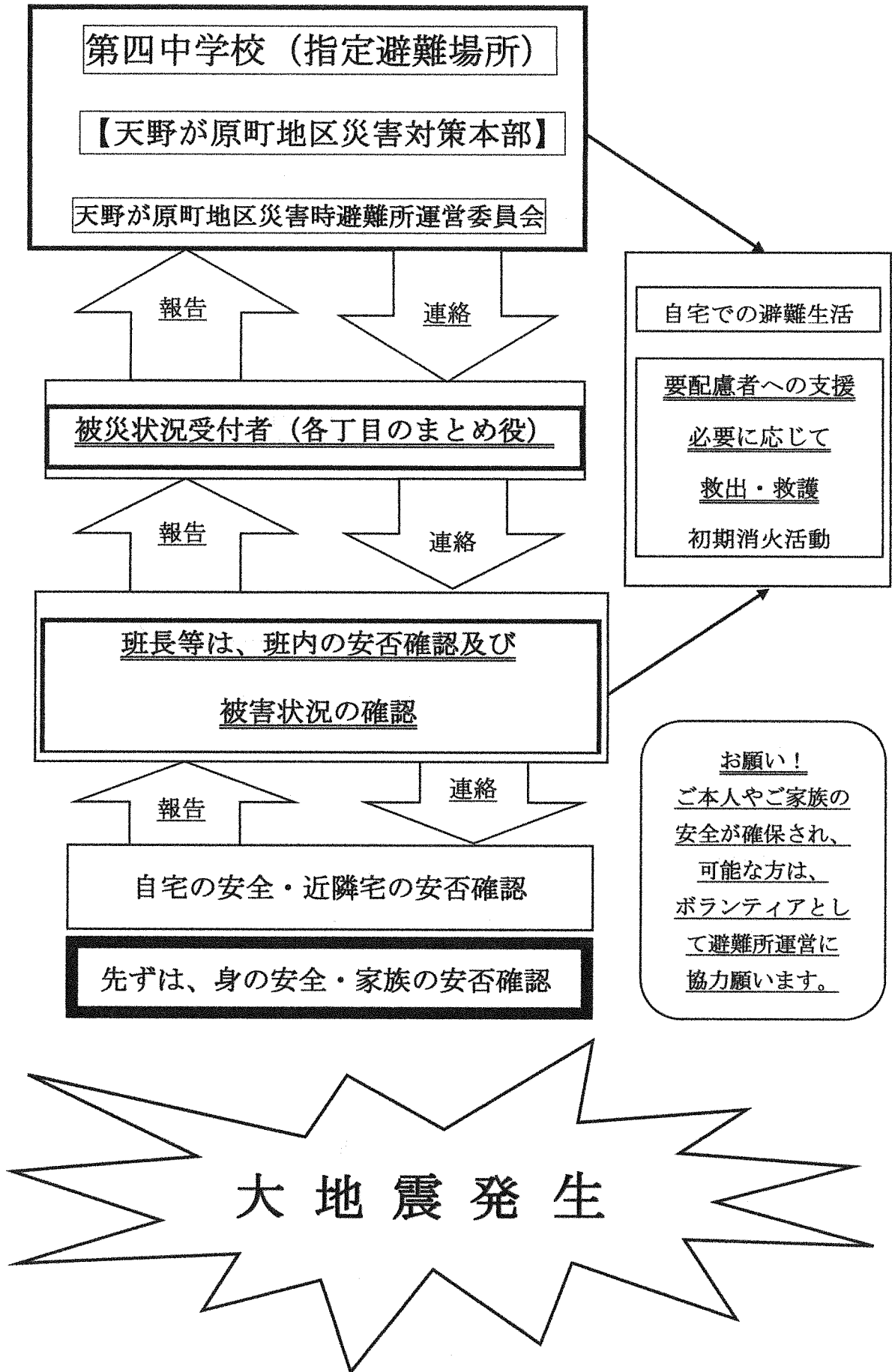
班長等は自治会長等（まとめ役）に班の状況を報告する。



4. 『安否確認タオル』『防災マップ』『震災時のタイムライン』等の活用

- ①『安否確認タオル』、『防災マップ』（全戸配付）、『震災時のタイムライン』（全戸配付）を活用し、地域住民の“防災意識の向上”を図ります。【添付資料参照】
- ②各自治会の班長に、『天野が原町地区防災計画』を配布し、役割周知と班員の協力要請をお願いすることによって、“災害時の避難行動の意識化”を図ります。

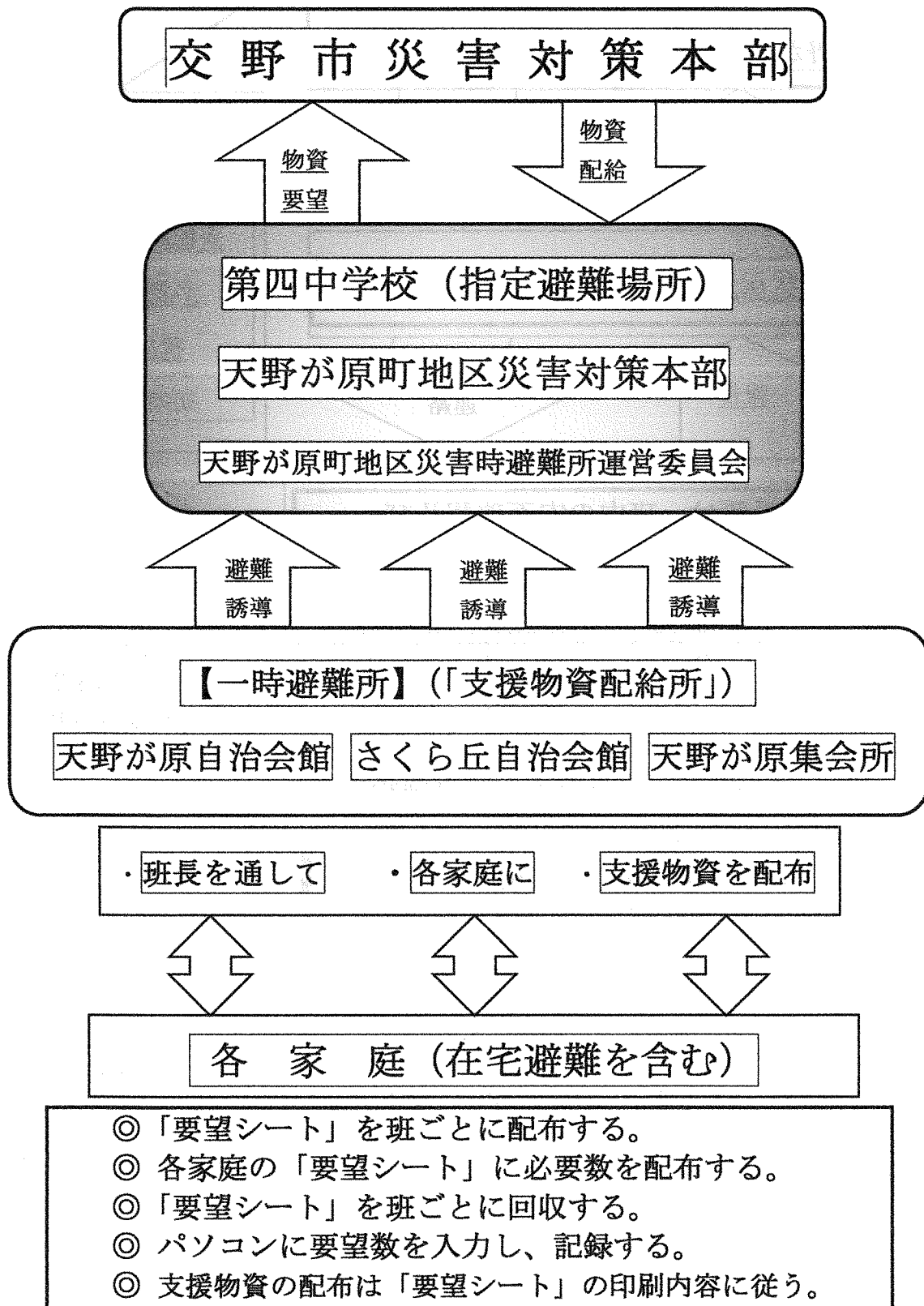
5. 情報の流れと避難時の行動



6. 支援物資の要望・配布

※「天野が原町地区災害対策本部」の情報収集が落ち着いてから、必要に応じて一時避難所（「天野が原自治会館」、「さくら丘自治会館」「天野が原集会所」）に“支援物資配給所”を開設します。

※『天野が原町地区災害時避難所運営マニュアルⅠ・Ⅱ』に従い下記の対応をします。



第5章 災害対策（初期対応等）の体制

1. 「緊急時」の定義及び初期対応

(1) 「緊急時」の定義

「震度5弱以上の地震」、「局地的短時間大雨」、「特別警報」、「四中に避難所開設された場合」、「その他これに準じた災害や連絡の入った場合」。

(2) 「緊急時」の対応：【緊急連絡】の流れ

区長→「自主防会長」→「自主防役員・委員」→自治会長→自治会役員・班長

(3) 【緊急連絡】による各自の対応基準

◎「地震」：会館に集合 ◎「その他の災害」：状況の連絡（情報共有）

2. “災害時”の「初動マニュアル」

(1) 初動時の服装・装備

○作業服装 ○ヘルメット ○笛 ○防災用ジャケット ○軍手 ○携帯電話
○手帳 ○ボールペン ○丈夫な靴 ○財布 ○鍵束 ○カメラ ○マニュアル
ファイル 他

(2) 初動基準・・・**「震度5弱以上の地震」発生時、避難活動開始！**

※「交野市災害対策本部」の「避難情報」準拠。（「震度6弱以上」は独自判断可）

(3) 初動内容

- ① 落ち着いたら、無理なく行動して頂ける人は、第四中学校又は一時避難所（「天野が原自治会館」「さくら丘自治会館」「天野が原集会所」）に集合。
- ② 集合メンバーによる対策協議。
→ 中心メンバーへの連絡と状況聴取。
- ③ 「地区災害対策本部」の立ち上げ。
→ 本部長（区長）、防災会長・防災委員、自治会役員を中心に本部体制を構築（実際に集まったメンバーで協議の上構成。）
- ④ 「要支援者」「独居老人」「高齢者世帯」等生活弱者に対する安否状況確認。
- ⑤ 被災状況と負傷者等の状況確認。
- ⑥ 「地区災害対策本部」の設置
→ 看板の設置、テント設営、情報掲示板の設置、情報記録簿の配置、消火班等による資材準備、一次避難者・来所者用の飲み物準備。
- ⑦ 「避難所運営委員会」の立ち上げ。
→ 「地区対策本部」の指示を受けて、避難生活上の様々な課題に対して「各活動班」毎に具体的に対応する為の対策を講じる。

【一時避難所（『天野が原自治会館』『さくら丘自治会館』『天野が原集会所』）での初動対応】

状 況	自主防災会・自治会組織・一般住民で活動可能な者
地震発生	①身を守る行動、火を消す、脱出口の確保。 ②「安否確認タオル」を掲出する。
揺れが収まる	②身の回りの安全確認、親族等への連絡。 室内危険の除去（電源、ガス元栓、ガラスの割れ処理、初期消火）、テレビ・ラジオ等情報収集、行動できる服装・持ち物準備（スリッパ、軍手、時計、携帯電話、ヘルメット等）。 ③近隣の状況確認後、一時待避場所に集合（ヘルメット、丈夫な靴、作業服装、マスク等、防災委員はジャンパー、携帯電話）、近隣宅への声かけ出火の有無、鍵保管者は自身または依頼して会館に鍵を届ける。 ④会館（集会所）の状況安全確認→会館（集会所）の開錠。 ⑤本部（受付）設置、避難者を中心に組織化を図る。（上位指揮順位者が指揮を執り状況に応じ臨時的に班責任者・担当を定める、避難者の状況により随時変更）被災状況と対策について意見交換。 ⑥掲示板設置（本部設置・被災状況・安否情報・行政の情報） 現在の状況をタイムリーに掲示し、来場者の不安の除去、行動や協力の方向性を示す。 ⑦「災害対策本部」（「避難所運営委員会」：活動班）の活動開始時 【総務班】 ◎来場者・各種情報受付（安否情報や被災状況聴取）。 ◎被災状況に応じ駆けつけられる体制を準備。 ◎一時的休息・救護場所の設営、給食給水の準備。 ◎トランシーバー設置。 【情報班】 ◎町内の状況確認・視察・聴取（数組に分かれ状況視察）。 ◎トランシーバー持参、マイクで状況を知らせる。 （火の元、電源、ガス等の閉栓、初期消火、会館に情報が集まっている等、隣近所の安否確認の呼びかけ。） ◎給水場所・物品配布場所情報。 ◎状況に関する「市」「消防署」「警察署」への連絡及び支援要請。 ◎地域事業者への協力要請。 ◎自治会臨時ニュースで必要事項伝達（全戸配布や掲示）。 【被災現場対応班】 ◎各家庭の消火器・ふる水、近くの水道でバケツリレー等。 ◎負傷者の応急救護、一時避難所への搬送、消防・市への連絡。 （鋸、ハンマー、バール、ジャッキ、ロープ、チェーンソー、担簡易薬品箱等持参） ◎避難所開設情報の伝達、現地への人の配置、障がい者・負傷者・高齢者の避難誘導・搬送。 【要配慮者班】 ◎要支援者等要配慮者宅確認。 ◎一般住民宅に対する聞き取り調査（被災状況・ニーズ）。 ◎安全宣言宅の外部への表示。

	<p>【食料・物資班】</p> <p>◎給水給食の対応。(お茶・豚汁・備蓄非常食準備等)</p> <p>◎行政と連絡、搬入箇所の確保、避難者及び自宅待機者への支給。</p> <p>【保健衛生班】</p> <p>◎トイレを利用できない人への対応(簡易トイレ設営)。</p> <p>【施設管理班】</p> <p>◎防犯パトロール(地域内及び施設周辺の巡視。夜間の警備)</p> <p>◎施設の管理、補修。</p> <p><その他></p> <p>○公共機関の避難所・給水給食配布場所への人の派遣。</p> <p>○暖房器具等の準備。</p> <p>○生活用水(汚水処理用の水等)の確保→プール、貯水槽、草川等。</p>
集合できない住民	<p>◎「安否確認タオル」の掲出。</p> <p>→自己・家族の安否に問題がない旨の表示を玄関や門などに掲出。</p> <p>◎伝言ダイヤル(171)に「安全」とのメール登録。</p>
学校関係	◎机・椅子他、避難生活に役立つ備品等の借用等。
避難所運営マニュアル	◎中学校・地域・各種団体に協議。
被害の程度による解散	<p>◎<発災後1時間内の状況で被害の報告がなかった場合></p> <p>→解散。</p> <p>◎<発災後一時間内の状況で被害の報告があった場合></p> <p>→状況により交代で会館に詰める。</p> <p>◎<物的損害がかなりあり、人的被害も見られる場合></p> <p>→対策本部内で協議。体制を維持し、臨機に対応する。</p>

3. 被災後の手続き

内 容	対 応
罹災証明	※「市災害対策本部」を通じて行政各部局に依頼。
被災物品の処理	
電気・ガス・水道の復旧	

あ と が き

令和7（2025）年は、世界各地で甚大な被害を伴う巨大地震が相次いだ年でした。

中でも、7月30日の「カムチャツカ近海地震（M8.8）」は、当年では世界最大級で、日本を含む太平洋全域に「津波警報」が出された程でした。日本国内では、12月に発生した「青森県東方沖地震（M7.6）」が最大級で、「震度6強」を観測し、津波も発生したことは、ニュース報道等で大きく取り上げられ、記憶に新しいところです。

改めて令和7（2025）年の年間を通じて発生した主な地震を振り返りますと、「1月13日：日向灘（M6.6／震度5弱）」「7月上旬：トカラ列島近海の群発地震（最大M5.5／震度6弱）」「11月25日：熊本県阿蘇地方（M5.8／震度5強）」「12月8日：青森県東方沖（M7.6／震度6強）＜※最大1.3mの津波観測＞」等、半年置きに日本列島の南部と北部を中心に大きな地震が発生し、全国的に災害に対する不安が高まりました。

このような中、当天野が原町地区におきましては、災害に直面していないことも影響しているかと思われませんが、「対岸の火事」としての受け止めにとどまり、「防災を自分事として考えるまでには至っていないのではないか。」といった危惧があることも否めないところではあります。

しかし、昨年11月30日（日）に実施しました「天野が原町地区防災避難訓練」では参加者数が前年の181名から201名に増えたこと、また前年から導入しています「安否確認タオル」の掲出率につきましても、前年の47%から64%に向上しているといった調査結果が確認されたことから、地区住民の「防災」に対する関心が、徐々に高まってきている傾向にあると考えられます。

「若年層の参加が少ない」ことや「準備におけるスタッフの負担増」等、「防災避難訓練」を継続していく上での課題もありますが、「災害に強い地区」の構築を求めて、住民一人ひとりの「防災」や「減災」に対する意識向上を図る取り組みを地道に続けることが肝要と考えます。

天野が原町地区の「防災の課題」を解決していく上で、「天野が原町自主防災会」が主導する防災活動は欠かせないものとなっておりますが、地区住民一人ひとりのご理解とご協力が必要となります。今後共、何卒宜しくお願い致します。

天野が原町地区災害対策本部長
（天野が原町地区区長）

山城 昌良

<添付資料>

1. 天野が原町地区災害時避難所運営委員会規約
2. 天野が原町自主防災会会則
3. 【保存版】白いタオルを使用した安否確認
4. 天野が原町 防災マップ
5. 天野が原町 震災時のタイムライン

<別添資料>

1. 天野が原町地区災害時避難所運営マニュアル I
【「避難所運営委員会」及び「活動班」の業務】
2. 天野が原町地区災害時避難所運営マニュアル II
【様式集】
3. 防災機材リストの記入管理要領と運用要領

天野が原町地区災害時避難所運営委員会規約

【趣旨】

第1条 大規模な災害の発生に備え、自助・共助・公助の役割分担と連携（協働）により、避難所の存する地域内の住民が、主体的に当該避難所の開設及び運営を円滑に行うため、地区災害対策本部長の指示により「天野が原町地区災害時避難所運営委員会」（以下「運営委員会」という。）を設置する。

【構成】

第2条 「運営委員会」は、次に該当する者から構成する。

- (1) 避難を予定する地域住民（以下「地域住民」という。）
- (2) 施設管理者若しくは施設管理者が指定する者（以下「施設管理者」という。）
- (3) 市の避難所非常参集職員及び市災害対策本部から派遣される避難所担当職員（以下「市担当職員」という。）
- (4) 連合自治会役員及び各丁目自治会班長
- (5) 地域事業団体、ボランティア団体、連合自治会協力関係(者)団体
- (6) 災害時において、避難者の中から選出された避難者の代表及び避難所運営に従事する者（以下「避難者代表」という。）

【地域住民の役割】

第3条 地域住民は、自治会及び自主防災会を中心に、平常時から避難所生活における役割分担や避難所施設の利用方法等を定め、災害時においては、運営委員会により緊急に避難所を開設する必要がある場合に、避難所を開設し、主体的に公平な避難所運営を行うとともに、避難所のルールを守り、共助の精神に基づき、安全で安心な避難生活を行う。

【施設管理者の役割】

第4条 施設管理者（交野市立第四中学校校長又は代行者）は、緊急に避難所を開設する必要がある場合に、避難所を開設し、避難所運営が軌道に乗るまでの間、避難所運営を行うとともに、運営委員会と連携し、使用する施設の維持管理及び円滑な避難所運営の支援を行う。

【市担当職員の役割】

第5条 市担当職員は、避難所を開設し、「運営委員会」及び施設管理者と連携して、避難所運営の取りまとめを行うと共に、市災害対策本部並びに地区災害対策本部との連絡調整を行い、円滑な避難所運営を推進する。

【「運営委員会」の活動】

第6条 「運営委員会」の活動は、主に次の事項とする。

(1) 平常時の活動

- ① 「運営委員会」の組織及び運営に関すること。
- ② 避難所に備蓄されている物品の把握に関すること。
- ③ 避難所開設・運営等の訓練の実施に関すること。
- ④ その他、「運営委員会」の目的達成に必要な活動に関すること。

(2) 災害時の活動

- ① 災害時避難所運営マニュアルに基づく避難所の開設と運営に関すること。
- ② 地域における安否情報・被害状況等の集約に関すること。
- ③ その他、避難所運営及び避難に関し必要な事項に関すること。

【役員】

第7条 「運営委員会」には、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 …… 1名
- (2) 副委員長 …… 1名
- (3) 委員：「各活動班」班長 …… 9名（変動あり）
- (4) 幹事：市担当職員、施設管理者、連合自治会会長、各丁目自治会会長、連合自治会協力関係団体(者)代表 …… 13名（変動あり）

2 前項に掲げる役員は、第2条第1項第1号、第4号、第5号、第6号に定める者の中から、「自主防災会会長」と「区長」との協議により選出する。

【役員の役割】

第8条 委員長は、会務を統括し、「運営委員会」を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故がある時又は欠けた時は、その職務を代理する。なお、委員長は、あらかじめ職務を代理する副委員長を指名しておくものとする。

3 委員は、第11条で定める活動班の班長として、班を統括する。

【役員の任期】

第9条 役員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 前項の役員が任期の期間中において、辞任又は避難所から退所した場合等には、第7条第2項に基づき、後任の役員を選出するものとする。尚、後任の任期は前任者の残任期間とする。

【「運営委員会役員会」の開催】

第10条 「運営委員会役員会」の開催は、委員長が招集するものとし、会議の議長は副委員長とする。（災害時は、臨機応変に対応する。）

- 2 平常時の開催は、原則「年度当初（4月中）」及び「防災訓練の事前」の計2回開催するものとする。（各々該当月の「自主防災会定例会」前に開催予定）
- 3 災害時は、定例会議として原則毎日開催するものとし、役員並びに避難者の意見及び要望等について協議を行い、必要と認める事項を決定する。

【「活動班」の設置】

第11条 「運営委員会」に、災害時の活動班として次に掲げる班を設置する。

（以下「活動班」という。）ただし、避難者の状況等により、必要に応じ分割、増減等柔軟に対応できるものとする。

- （1）総務班
- （2）情報班
- （3）施設管理班
- （4）食料・物資班
- （5）保健・衛生班
- （6）要配慮者班
- （7）支援渉外班
- （8）ペット保護班
- （9）被災現場対応班（※避難所運営を優先）

- 2 「活動班」に班長を置き、第7条第1項第3号に定める委員が担当する。尚、班長は委員の互選により選出するものとする。但し、選出が困難な場合は、委員長が指名するものとする。また、災害時において、班長を交代する場合は、班員の中から選出し班長を決定するものとする。
- 3 必要に応じ、班長を補佐する者として、「活動班」に副班長を置くことができる。副班長は、班長が指名するものとする。

【「活動班」の業務】

第12条 前条第1項に規定する「活動班」の業務は次のとおりとする。

(1) 「総務班」

- ① 総合受付に関すること。
- ② 避難所利用者の把握に関すること。
- ③ 安否確認への対応に関すること。
- ④ 電話対応に関すること。
- ⑤ 来客対応に関すること。
- ⑥ 取材対応に関すること。
- ⑦ 「運営委員会」の事務局に関すること。
- ⑧ 避難所運営日誌の作成に関すること。
- ⑨ 市災害対策本部への連絡に関すること。
- ⑩ 災害発生時の対応に関すること。
- ⑪ 避難所でのルールの見直しに関すること。
- ⑫ 各種イベントの企画・実施に関すること。
- ⑬ 他の班の業務に属さない事項に関すること。
- ⑭ 要支援者等、配慮を要する避難者の支援に関すること。
- ⑮ ボランティアの受け入れに関すること。
- ⑯ ボランティアの受け入れの終了に関すること。
- ⑰ 会計に関すること。(専任担当を置く。)

(2) 「情報班」

- ① 情報収集・提供に必要な機器に関すること。
- ② 連絡員による情報収集に関すること。
- ③ 避難所以外の被災者の情報把握に関すること。
- ④ 情報伝達に必要な人への対応検討に関すること。
- ⑤ 情報の伝達・提供に関すること。
- ⑥ 各種支援窓口の設置・調整に関すること。

(3) 「施設管理班」

- ① 施設及び設備の点検、対応に関すること。
- ② 運営で使う部屋などの指定、表示に関すること。
- ③ 生活場所の整理、プライバシー確保に関すること。
- ④ 照明(消灯)に関すること。
- ⑤ 飲酒・喫煙に関すること。

- ⑥ 見回り・夜間の当直に関する事。
- ⑦ 防火・防犯対策に関する事。
- ⑧ 女性や子供への暴力防止対策に関する事。

(4) 「食料・物資班」

- ① 食料・物資の必要数の把握（事前確認）に関する事。
- ② 食料・物資の調達、配給に必要な場所などの確保に関する事。
- ③ 食料・物資の調達に関する事。
- ④ 食料・物資の受け取りに関する事。
- ⑤ 食料・物資の保管に関する事。
- ⑥ 食料・物資の配給に関する事。
- ⑦ 炊き出しに関する事。
- ⑧ 給水に関する事。
- ⑨ 避難生活の長期化に伴う必要物資の確保に関する事。

(5) 「保健・衛生班」

- ① トイレに関する事。
- ② ごみに関する事。
- ③ 生活用水に関する事。
- ④ 衛生管理に関する事
 - ア 手洗い
 - イ 食器・洗面器具
 - ウ 清掃
 - エ 洗濯
 - オ 風呂
 - カ 感染症対策（換気・消毒等）
- ⑤ 避難所救護所に関する事。
- ⑥ 健康管理に関する事。
- ⑦ 心のケア対策に関する事。

(6) 「要配慮者班」

- ① 要配慮者の情報把握に関する事。
- ② 要配慮者が使用する場所等の運用に関する事。
- ③ 食料・物資の配給時の個別対応に関する事。
- ④ 定期巡回に関する事。
- ⑤ 福祉避難所や医療機関との連携に関する事。

(7)「支援渉外班」

- ① ボランティア等支援者の受入れの検討に関すること。
- ② ボランティアの受入れ・終了に関すること。

(8)「ペット保護班」

- ① ペット（ペットの受け入れ）に関すること。
- ② ペット収容場所に関すること。
- ③ 飼育者対応に関すること。
- ④ 飼育者と飼育者以外の避難者とのトラブル対策に関すること。

(9)「被災現場対応班」（※避難所運営を優先）

- ① 初期消火の機材及び要員確保に関すること。
- ② 初期消火、救出救護、避難誘導に関すること。（消防署との連携）
- ③ 被災宅の安否確認に関すること。
- ⑥ 消火・鎮火状況等の地区災害対策本部への報告に関すること。
- ⑦ 被災状況等の地区災害対策本部への報告に関すること。
- ⑧ 一時退避場所（公園）への避難誘導及び人員確認に関すること。
- ⑨ 一時避難所（会館等）への避難誘導及び人員確認に関すること。
- ⑩ 避難対象者の被災状況の地区災害対策本部への報告に関すること。
- ⑪ 在宅避難者等の確認に関すること。

【「活動班」の活動終了及び「運営委員会」の廃止】

第13条 「活動班」は、電気、水道及び下水道等のライフラインの復旧等により、避難所内から避難者が全員退所した場合や、避難者を移動させる等、市災害対策本部から避難所閉鎖等の指示があった時、避難所の閉鎖と同時に活動を終了する。併せて、避難所の復旧確認後、地区災害対策本部長の指示により「運営委員会」を廃止する。

【補則】

第14条 この規約に定められていない事項や疑義が生じた時、また規約の改廃については、その都度「役員会」で協議し決定するものとする。

【附則】

- この規約は、令和6年11月2日に制定し、同日から施行する。
- この規約は、令和7年4月5日に改定し、同日から施行する。

天野が原町自主防災会会則

第1章 総則

第1条（発足並びに名称）

この会は、天野が原町連合自治会の内部組織とし、天野が原町自主防災会（以下「本会」という）と称する。

第2条（所在地）

「さくら丘自治会館」内に置く。

第3条（目的）

本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、火災・地震・風水害、その他の災害（以下「自然災害等」という）による被害の防止及び軽減を図る。

第2章 防災計画

第4条（防災計画）

- 1、本会は、自然災害等による被害の防止及び軽減を図る為、「天野が原町地区防災計画」を適用する。
- 2、防災計画は次の事項について定める。
 - (1) 自然災害等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防火、防災知識の普及に関すること。
 - (3) 防災訓練の実施に関すること。
 - (4) 自然災害等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水等に関すること。
 - (5) 避難行動、要支援者に関すること。
 - (6) その他必要な事項。

第3章 活動

第5条（活動内容）

本会は、第3条の「目的」を達成するため次の活動を行う。

- (1) 防火防災に関する知識の普及
- (2) 自然災害等に関する災害予防に関すること
- (3) 自然災害等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水等の応急対策並びに避難所での役割分担
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災資機材等の備蓄・管理
- (6) 避難行動要支援者支援に参画
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第4章 組織

第6条（会員の構成）

本会の防災委員は、各丁目自治会より選出された者及び本会の趣旨に賛同し本会より登録を受けた自治会員（ボランティア）並びに天野が原町内に住所を有する企業・商店・団体等をもって構成され、防災委員と称する。

第7条（役員）

- 1、本会に次の役員を置く。
 - (1)会 長1名
 - (2)副会長 若干名
 - (3)事務局 若干名
 - (4)会 計1名
 - (5)幹 事若干名 (会長・副会長・事務局・会計を担わない役員)
 - (6)監査役 1名
- 2、役員は、防災委員の互選とする。
- 3、役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第8条 (役員の仕事)

- 1、会長は本会を代表し、会務を総括し自然災害等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- 2、副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその仕事を行う。
- 3、事務局は、本会の事務一切を執り行い、議事録の作成及び庶務に従事すると共に、広報・情宣活動に努める。
- 4、会計は、本会の会計事務を行う。
- 5、幹事は、会長の指示に従い会の運営に努める。
- 6、監査役は、会の会計を監査し総会で報告する。

第5章 会 議

第9条

本会に総会・例会および役員会を置く。

第10条 (総会)

- 1、総会は、役員、防災委員、ボランティア防災委員の1/2以上の出席(委任状含む)をもって成立し、その過半数の賛成により議決する。可否同数の場合は会長が採決する。
- 2、総会は、年1回開催する。但し、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3、総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1)会則の改正に関すること。
 - (2)防災計画に関すること。
 - (3)活動計画及び活動報告に関すること。
 - (4)予算及び決算に関すること。
 - (5)その他、総会が特に必要と認めたこと。
 - (6)役員を選任・解任に関すること。
- 5、総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

役員会は、執行機関としてこの委任事項を行う。

第11条（定例会）

原則として、月1回定例会を行う。

- (1)活動計画に沿って、協議・審議する。

第12条（役員会）

役員会は、会長・副会長・会計・幹事により構成し次の事項を審議し実施する。

- (1)総会・定例会に提出すべきこと。
- (2)総会・定例会より委任されたこと。
- (3)その他役員会が特に必要と認めたこと。

第6章 会計

第13条（会計）

本会の会費は、総会の決議を得て別に定める。

第14条（経費）

- (1)本会の運営に要する費用は連合自治会よりの助成金・その他の収入をもってこれに充てる。
- (2)経費の支払いは予算に基づき、臨時的に必要な場合は役員会の承認を得て執行される。

第15条（会計年度）

会計年度は、毎年1回4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第16条（会計監査）

- (1)会計監査は、年1回監査役が行う。ただし、必要ある場合は臨時にこれを行うことができる。
- (2)監査役は会計監査の結果を総会で報告する。

第17条（会則の改定）

本会則の改定は、役員会の審議を経て総会の決議によりこれを行う。

【付 則】

制定 平成20年4月1日から実施。

改定 平成21年4月16日 第1条、第5条、第6条、第7条、第9条、
及び第10条を改訂。また16条を追加。

改定 平成23年5月7日 第5条、第6条、第9条

改定 平成24年4月7日 第6条(3)

改定 平成25年3月2日 第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、
第16条

改定 平成27年4月4日 第1条、第2条、第3条、第4条1,3,4,5,6,7号
第5条1,2項の表、3,4項、第6条1項3,5号、3項
第7条1,2,3,4,5,6,7項 第8条、第9条4項1,3号

		第10条<例会>追加、第11条1,2号
		第12条2項5号、第13条～第16条(条番号変更)
		第17条
改定	平成28年4月2日	第1章 第3条改定
		第3章 第5条1改定 (2,3,4)削除
		第5条1により防災委員に一本化される為
		第6条1,2改定(3)書記・広報担当削除
		(6)改定
		第7条1削除 4,7改定
		第4章 第9条1改定
		4(6)追加
		第6条 第7条
		第5章 第12条(5)改定
		第14条改定
改定	令和4年4月2日	第1章 第1条改定
改定	令和5年4月1日	第1章 第3条改定
		第2章 第4条(2)、(3)改定
		第3章 第5条追記 第7条1改定
		第5章 第12条1、2(1)、2(4)改定
改定	令和7年4月1日	第2章 第4条を第3章 第5条に変更
		第3章 第5条改定 第6条 第7条を第4章 第6条 第7条
		第8条に変更
		第4章 第8条 第9条 第10条 第11条を第5章 第9条
		第10条 第11条 第12条に変更
		第5章 第12条を第2章 第4条に変更し1項を改定

白いタオルを使用した安否確認

保存版

無事・安全ならタオルを
門扉などに結ぶ！「震度5弱以上」の地震の際には、
この安否確認を実施しましょう。

地震発生！

自身・家族の
安全確保

- ・揺れが収まるまで身を守る
- ・家にいる家族全員が無事か確認
- ・火の元確認！ 消火活動！
- ・室内でも靴を履く！
- ・出口を確保！

白いタオルの
掲示(結ぶ)

- ・テレビ・ラジオ・防災アプリで情報収集！ デマに注意！
- ・余震に注意！
- ・白いタオル(白布)を道路に面した良く見える場所に結ぶ！(各家庭)
＜結ぶ場所は、裏面を見てください！＞
- ※1:避難所や知人宅などへの避難済みの場合も同様に結ぶ
- ※2:被災して、動けない人は結ばない(救助を求めていると判断する)
- ・避難するかどうか判断！

自治会
班長などが
安否の確認

- ・白いタオル(白布)が結ばれているか確認！(班長不在時は、班内で協力)
- ・結ばれていないお宅は声掛けして無事を確認！
- ・確認した結果を自治会長など(不在時は、まとめ役)に連絡！
連絡事項:班の総軒数・無事軒数・不在軒数
救助が必要な軒数(住所、名前が必要)

安否確認結果を自治会長(まとめ役)は、地区対策本部長(区長)に報告。不在時は、自主防災会会長に報告

保存版

<白いタオルを結ぶ場所>

「震度5弱以上」の地震の際には、この**安否確認**を実施しましょう。

無事・安全ならタオルを
門扉などに結ぶ！

フェースタオル大の白い布なら何でもOK!



- ★普段から、玄関周りに置いておきましょう。
- ★風で飛ばされない様に、必ず結んで下さい。

1) 門扉



2) 門扉ノブ



3) フェンス



門扉・フェンスが無い場合

4) 郵便受け
風で飛ばされない様、引抜防止蓋に、はさむ。



5) ドアノブ
アパート、マンションの場合、通路に面した入口ドアノブに結ぶ。





天野が原町 防災マップ



防災、減災は、日頃の心構えと備えから!

- 被害を最小限にするには・・・①助け合い②連帯感③日頃の防災意識の強化④要支援者への配慮
- 緊急避難場所は、**第四中学校**です。

「一時待避場所」の定義・目的は、家屋の倒壊や火災など、自宅が危険になった場合に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所です。

避難行動の流れ

自分の家を出る
の準備をする

各丁目の一時待避場所に集合

状況を見て、緊急避難場所へ



緊急避難場所
火災・火事：119番
警察：110番

交野警察署：072-891-1234
交野消防署：072-892-0119
第四中学校：072-892-0451

浸水した場合に想定される水深

…5.0m～10.0m未満
…3.0m～5.0m未満
…1.0m～3.0m未満

…0.5m～1.0m未満
…0.3m～0.5m未満
…0.3m未満

家屋倒壊等
氾濫想定区域



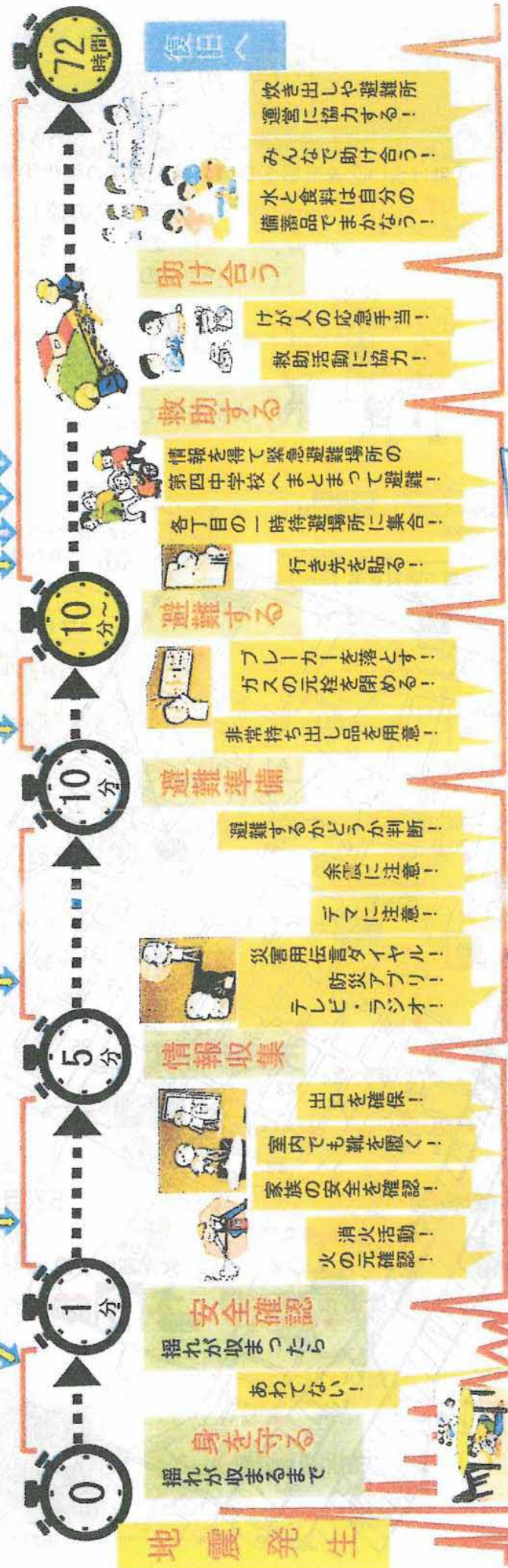


天野が原町 震災時のタイムライン

作成：2022/10/2
天野が原町 自主防災会

「いつ」「何をするか」をあらかじめ決めておくのが、タイムラインです。（防災行動計画）

- ★交野市 災害対策本部：指定緊急避難場所の開設、指定避難場所の開設（共に第四中学校）
- ★自主防災会：災害対策本部の指示伝達、情報収集、避難指示伝達、避難所運営
- ★各自治会・班長・各支援担当：避難行動要支援者の避難支援
- ★自身と家族（住民）



- 日頃の備え**
- !! 1. 家具は固定しておく
 - !! 2. 緊急時の必需品は、手元に置いておく
 - !! 3. 災害時の行動を、家族で話し合っておく
 - !! 4. 非常持ち出し品は、リュックに入れて用意しておく
 - !! 5. 安全な避難経路を覚えておく
 - !! 6. 備蓄品（生活用品）は、水道・電気・ガスが止まっても生活できる準備をしておく
- ・在宅避難できるなら自宅避難！
 - ・震度5弱以上なら動ける人は各丁目の一時待避場所に集合！
- ・在宅避難できるなら自宅に戻る！
 - ・動ける人は、班長の指示で避難行動要支援者を避難支援する！
 - ・自身の安全を確保し、消火・救出活動を行う！
- !! 7. 普段から近所づきあいを
 - !! 8. 救助技術を学んでおく
 - !! 9. 応急手当を学んでおく
 - !! 10. 備蓄品の飲料水は、大人一人最低3ℓ×3日分×家族人数分
 - !! 11. 備蓄品の食料は、3日分×家族人数分
 - !! 12. 毎日飲む薬、紙おむつなど、自分にとっての必需品は、準備しておく

令和8（2026）年度版

『天野が原町地区防災計画』

天野が原町地区災害対策本部

天野が原町地区災害時避難所運営委員会

天野が原町自主防災会